旭川市福祉有償運送運営協議会設置要綱

（目的）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に基づき，自家用有償旅客運送としての福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性，並びにこれを行う場合における安全及び旅客利便の確保に係る方策及び旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営確保に関して必要な事項を協議するため，旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は，福祉有償運送に関する次の各号に掲げる事項について協議を行い，意見を取りまとめる。

なお，再協議は，第５条第６項により指定された者により行う。

（１）法第７９条の規定に基づき，福祉有償運送の登録を申請する場合における運送の必要性に関する事項

（２）法第７９条の６第１項の規定に基づく有効期間更新の登録及び法第７９条の７第１項に基づく変更登録に関する事項

（３）旅客から収受する対価に関する事項

（４）輸送の安全及び旅客利便の確保等に関する事項

（５）輸送活動における利用者からの苦情，事故等に関する事項

（６）その他，福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は，協議会の委員（以下「委員」という。）１２人以内をもって組織する。

２　協議会は，福祉有償運送に係る関係者，関係団体及び行政機関等をもって構成する。

３　委員は，次に掲げる者及び団体からの推薦者で構成する。

（１）地域福祉等に関する学識経験者

（２）本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者

（３）福祉有償運送利用に関する団体

（４）タクシー事業者

（５）タクシー運転者組合

（６）ボランティア団体

（７）地域住民に関する団体

（８）国土交通省旭川運輸支局職員

（９）旭川市職員

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

（協議会の運営）

第５条　協議会は，市長が招集する。

２　協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会に会長を置き，委員の中から互選する。

４　会長は会務を総理し，会議の議長となる。

５　会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，予め会長が指名する委員がその職務を代理する。

６　会長は，福祉有償運送に係る地域内の必要性等の協議において，協議が調わなかった場合の調整を行う委員を予め指名する。

７　協議会は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，又は意見若しくは説明を聴き，又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

８　第３条第３項第２号に規定する者は，自ら所属する団体が行う福祉有償運送の可否を協議会において協議する場合は，その議決には加わることができないものとする。

（会議の公開）

第６条　会議は，原則として公開とする。ただし，個人情報を取り扱うなど，公開することにより協議の妨げになると協議会が判断した場合は，非公開とすることができるものとする。

（守秘義務）

第７条　協議会の委員は，個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は，旭川市福祉保険部福祉保険課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，協議会に関する事項は，会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は，平成１７年１１月２８日から施行する。

２　この要綱施行後最初に構成される委員に限り，第４条に定める任期は，平成２０年３月３１日までとする。

附　則

１　この要綱は，平成１８年１０月１３日から施行する。

２　第３条第３項第２号に定める委員の最初の任期は，他の委員と合わせ平成２０年３月３１日までとする。

附　則

１　この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。ただし，第８条の規定は，平成２０年５月１日から施行する。